

愛知県陶磁資料館と愛知県立大学との連携に関する協定書

(目的)

第1条 愛知県陶磁資料館(以下「資料館」という。)と愛知県公立大学法人愛知県立大学(以下「大学」という。)は、広く地域社会における文化芸術、学術研究等の振興及び相互の発展と充実に資するため、両者が保有する情報、資源及び研究成果等の交流並びに連携、協力の促進に向け、次のとおり協定を締結する。

(連携内容)

第2条 前条の規定に基づき、包括的な連携のもとに協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 資料館及び大学における文化芸術、学術研究等に関する調査研究及び教育
- (2) 資料館及び大学における調査研究等の成果公開
- (3) 資料館と大学の活動の活性化と向上に関すること
- (4) その他資料館と大学が協議して必要と認める事項

(連携方法)

第3条 資料館と大学は、それぞれ連携窓口を設置し、連携にあたってそれぞれ自ら有する施設、機材及び蔵書等の利用について、業務に支障のない範囲で両者が便宜を供する方法等により実施する。

(連携に係る費用)

第4条 第2条各号の連携事業の費用負担については、連携する事業ごとに資料館と大学が別に協議するものとする。

(実施細目)

第5条 この協定の実施について必要な事項は、資料館と大学が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、両者のいずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後においても同様とする。

(その他)

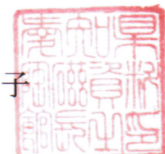
第7条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義の生じた事項については、資料館と大学が協議し、別途定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、両者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成24年7月1日

愛知県陶磁資料館

館長 上田信子



愛知県公立大学法人愛知県立大学

学長 高島忠義

